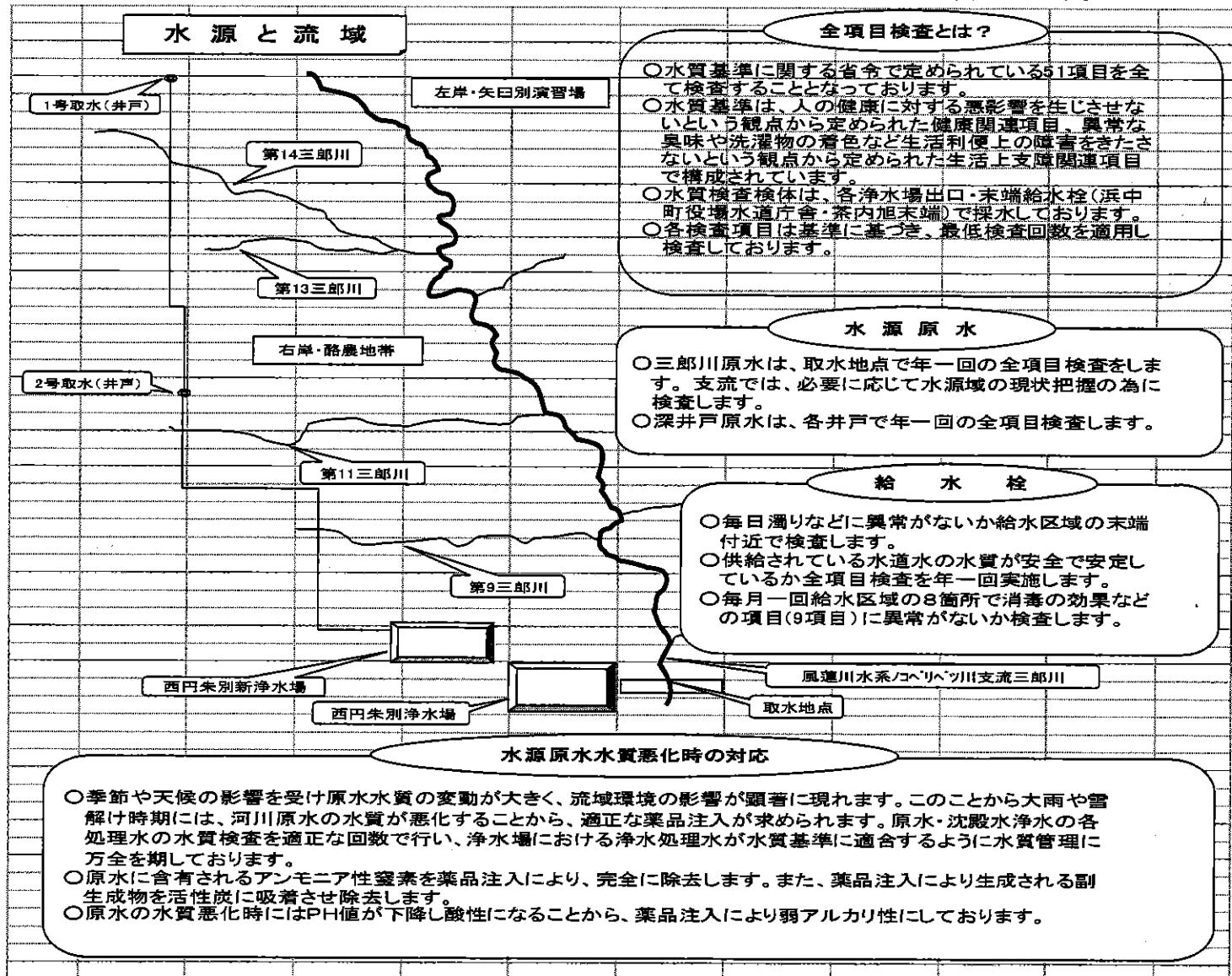


令和6年度の水道水質検査計画を策定しました

水道水質検査計画は、水質検査の適正化や透明性を図るため策定が義務付けされております。この計画は、浜中町が水道需要者に安全・安心な水道水を提供するため、水道法施行規則第十五条第六項に基づき、水源水質及び浄水水質の水質検査項目や検査箇所・頻度などを検討し策定しております。

令和5年度の水質検査結果は、全ての水質検査項目が水質基準に適合しており、安全な水道水であると確認しております。このほど、令和6年度の水質検査計画を策定しましたので概要を下記のとおり公表いたします。



安全・安心を求めて

浜中町では、水源から蛇口までを一つの水道システムとしてとらえております。水源である三郎川の水質が季節や気象などにより変動することを考慮し、より安全で良質な水道水を供給するために水質の管理をより一層強化します。また、水質検査の信頼確保のために水質検査を委託する水質検査機関は、水道法第二十条の四により、登録された検査機関の検査に関する標準作業及び水質分析値の定量下限値等、更には第三者認証の水道GLP等の取得状況など事前にチェックし、一定レベル以上にある検査機関を対象とし、選定しております。なお、この紙面では計画に関する全てをご紹介できませんが、令和6年度水道水質検査計画及び令和5年度に実施したすべての水質検査結果等は上下水道課で閲覧が可能です。

この水道水質検査計画に関するお問い合わせは下記のとおりです。